

## 資料 1 行政手続等における押印の廃止について

行政手続の簡素化による市民等の負担軽減を図るとともに、行政のデジタル化を推進するため、各種行政手続等における押印について、**本年1月1日から**、以下のとおり廃止しました。

### 1 押印廃止の基準

押印を求める必要性が低く、廃止しても支障のない押印（他の手段により本人確認ができる場合又は書類等の審査過程や添付資料により本人からの申請であることが確認できる場合等の押印）は、原則廃止します。

### 2 押印廃止の進捗状況

- ・ R3.1.1～ 市の規則・要綱等で規定する **1,138 文書**に係る押印を廃止
- ・ R3.4.1～ 市の条例で規定する 4 文書に係る押印を廃止（予定）  
 （ただし、実印や金融機関届出印の押印が必要な文書〔印鑑登録や口座振替依頼書等〕については、引き続き押印が必要です。）
- ・ 国、県等の規定に基づく文書については、今後の法改正等を踏まえ、速やかに見直しを行います。

〔内訳〕

分類	総数	国・県等の規定に基づく文書	市の規定に基づく文書	押印廃止文書		比率 ( / )
				R3.1.1～	R3.4.1～(予定)	
個人・団体に押印を求めている文書	1,884	714 <small>契約書、戸籍関係の届出、後期高齢者医療、児童手当等</small>	1,170	1,044 <small>公共施設利用申請書、補助金等交付申請書、見積書、請求書等</small>	4 <small>行政財産使用許可申請書、固定資産評価審査委員会審査申出書等</small>	89.6%
職員に押印を求めている文書	152	24 <small>職員の児童手当の申請書、自立支援医療の調査書等</small>	128	94 <small>人事関係の各種届出、公用車運転日誌等</small>	-	73.4%
計	2,036	738	1,298	<b>1,138</b>	4	88.0%

【参考：廃止しない122文書】  
 印鑑登録、口座振替等

【参考：廃止しない34文書】  
 起案文書、工事等施工伺等

設ける。  
行政手続きにおける押印については、今月1日から1138文書で廃止した。市の規則・要綱などで規定する全手続きの約88%に当たり、市内の個人や団体向けでは公共施設利用申請書や補助金等交付申請書など、職員向けでは人事関係の各種届け出など。印鑑登録や口座振替依頼書などは引き続き押印が必要。契約

書や戸籍関係の届け出など、国や県などの規定に基づいた文書は今後の法改正を踏まえて見直す。

公共施設個別施設計画案のパブリックコメント（意見公募）を9月10日まで行っている。

# 1138種の押印廃止

## 射水市規定文書の87・7%

射水市は行政手続きの押印見直しで、市の規則や要綱で規定していた文書1138種類の押印を1日から廃止した。市の規定に基づいた1298種類の87・7%を占める。条例で規定する4種類は4月1日からの廃止を予定する。夏野元志市長が6日に市役所で会見し、明らかにした。

2%と、職員向け人事関係の各種届け出など94種類（73・4%）。行政財産使用許可申請書などの4種類

は市議会3月定例会の議決を経て廃止するが、印鑑登録や口座振替依頼書など156種類は引き続き押印が

必要になる。

戸籍関係の届け出など、国の規定に基づいた738種類は、法律などの改正後、速やかに見直す。

夏野市長は「行政手続きの簡素化で、市民の負担軽減を図るとともに、行政のデジタル化を推進する」と述べた。

押印廃止文書は個人・団体向けの公共施設利用申請書など1044種類（89・